

地方自治法第199条第7項の規定により、下記の通り監査を執行したのでその結果を同法第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成26年12月1日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 山口吉静

記

監査の期間及び監査の対象

監 査 期 間	監 査 対 象
平成26年10月31日～ 11月14日	新庄市ゲートボール協会の平成25年度施設管理に係る事務の執行について

概要 [新庄市ゲートボール協会]

(1) 職員等の状況

平成 26 年 4 月 1 日現在

職 名	会 長	副会長	常任理事			計
ゲートボール協会	1	1	1			3
計	1	1	1			3

(2) 指定管理（平成 26 年度）

指 定 管 理 者	指定管理料	指 定 期 間
新庄市ゲートボール協会 会 長 今 田 松 雄	なし	平成 25 年 4 月 1 日 ～27 年 3 月 31 日

(3) 利用状況（平成 26 年度）

利用者数	利用日数
2,522 人	292 日

(4) 平成 25 年度決算書

収 入

(単位：円)

項 目	予算額	決算額	増 減	備 考
繰 越 金	211,000	211,000	0	前年度より
使 用 料	240,000	213,000	△27,000	
月契約者（市民）	200,000	191,000	△9,000	暖期@1,000 円×67 人=67,000 円 寒期@2,000 円×62 人=124,000 円
月契約者（市民外）	10,000	0	△10,000	
1 日契約者（市民）	10,000	0	△10,000	
1 日契約者（市民外）	20,000	22,000	2,000	@200 円×104 人=20,800 円 @300 円×4 人=1,200 円
そ の 他	7,000	23,440	16,440	新中テニス部、桧町 GG 同好会など
雑 入	2,000	8,743	6,743	独自事業参加費、預金利息など
合 計	460,000	456,183	△3,817	

支 出

(単位：円)

項 目	予算額	決算額	増 減	備 考
需 用 費	320,000	255,521	△64,479	
消 耗 品 費	50,000	11,030	△38,970	資料コピー代、お茶代など
燃 料 費	110,000	92,727	△17,273	灯油代、プロパンガス代
光 熱 水 費	160,000	151,764	△8,236	電気料、上下水道料
役 務 費	80,000	77,863	△2,137	
通 信 運 搬 費	80,000	77,863	△2,137	電話料
備 品 購 入 費	50,000	0	△50,000	
予 備 費	10,000	8,257	△1,743	馬頭観音祭など
合 計	460,000	341,641	△118,359	

収入 456,183 円－支出 341,641 円＝114,542 円（翌年度へ繰越）

監査の結果

監査に付された関係諸帳簿及び資料等を照合検証したところ、計数的に正確であると認めた。また、施設の管理についても、概ね妥当な管理であった。